

日本向け GCMS Plus 個別規定

第 1 条 (定義)

- 1 本個別規定において使用されるが、別途定義されていない定義語は、GCMS Plus 基本契約書（「基本契約書」）および GCMS Plus サービス規定において定義された意味と同様の意味を有する。
- 2 基本契約書および GCMS Plus サービス規定（随時行われるその変更および／または補足を含む。）のいかなる反対の規定にもかかわらず、以下の規定が適用され、基本契約書および GCMS Plus サービス規定に定める規定に優先する。

第 2 条 (全銀システムを対象とする送金サービスの指示の取消、訂正、組戻)

- 1 本条の規定は、(a)契約拠点または(b) 全銀システムを対象とする送金サービスの対象となる対象口座を保有する取引拠点のいずれかの所在地が日本である場合に適用される。
- 2 利用会社および利用会社が銀行に対して送信した全銀システムを対象とする送金サービスの指示（「本件指示」）において特定された対象口座の名義人である関連会社は、電子メールにより、銀行所定の当該本件指示の取消依頼データ（「取消依頼データ」）を銀行に送信することができる。銀行が当該取消依頼データの内容を了知した時点において、当該取消依頼データが確定するものとする。
- 3 取消依頼データは、銀行が別途定める受付締切時刻以前に銀行に受信されなければならない。
- 4 本件指示の取消が完了した場合、銀行は、銀行に対して取消依頼データを送信した利用会社または本件指示において特定された対象口座の名義人である関連会社に対して、当該取消の完了を銀行所定の方法により連絡する。なお、利用会社および関連会社は、取消依頼データの内容が不明瞭な場合、またはその内容に矛盾、欠落等がある場合、銀行からの通知の有無にかかわらず、本件指示の取消が実施されない場合があることを了承する。
- 5 銀行が被仕向銀行または被仕向支店から本件指示につき振込不能である旨の連絡（「本件連絡」）を受信した場合、以下の規定を適用する。
 - ① 銀行が本件連絡を受信した時まで振込不能となった本件指示（「振込不能指示」）において特定された対象口座の名義人である関連会社（「対象関連会社」）が当該対象口座を保有する取引拠点（「対象取引拠点」）に対して振込変更に関する銀行所定の書類（「振込変更書類」）を提出していた場合、銀行は、当該対象関連会社に対して、実務上可能な限り速やかに、銀行所定の方法により、本件連絡の内容を通知する。かかる通知を受領した対象関連会社は、対象取引拠点に対して、振込不能指示の訂正または実行された全銀システムを対象とする送金サービスの組戻の依頼を、(a)当該依頼に関する銀行所定の書類をファクシミリ送信する方法、または(b)電話連絡する方法（但し、銀行が事前に承諾した場合に限る）にて、これを行うことができる。
 - ② 銀行が本件連絡を受信した時まで対象関連会社が対象取引拠点に対して振込変更書類を提出していない場合、銀行は、対象関連会社からの依頼の有無にかかわらず、振込不能指示に関して実行された全銀システム

を対象とする送金サービスの組戻を実施することができる。当該組戻の完了後、銀行は、利用会社に対して、実務上可能な限り速やかに、利用会社の GCMS Plus の画面上に表示されるメールボックス宛に送信するメールにて、当該組戻の完了を連絡する。

- 6 利用会社および関連会社は、(a)銀行が、本件指示の取消、訂正および実行された全銀システムを対象とする送金サービスの組戻をする義務を負担するものではないこと、ならびに(b)関係金融機関の関与その他の事由により、本件指示の取消、訂正および実行された全銀システムを対象とする送金サービスの組戻が実施できない場合があることを了解する。利用会社は、本件指示の取消、訂正および実行された全銀システムを対象とする送金サービスの組戻の手段・方法（経路、通貨、為替相場等）につき銀行または関係金融機関に一任する。

第3条 (COMSUITE API サービス)

- 1 本条の規定は、(a)COMSUITE API サービス(第2項に定義される。以下本項において同じ。)を利用する利用会社、(b)COMSUITE API サービスの対象となる対象口座を保有する取引拠点、または(c)連携サービス(第2項に定義される)を提供する外部サービス会社(第2項に定義される)のいずれかの所在地が日本である場合に適用される。
- 2 利用会社が、サービス申込書において COMSUITE API サービスを選択し、かつ第3項の条件を充足した場合、銀行は、利用会社に対し、利用会社が、本件サービスの全部または一部の機能を、外部サービス会社（アプリケーション・プログラミング・インターフェースを介して利用会社にサービスを提供する外部事業者の総称をいう。以下同じ。）が提供するサービス（「連携サービス」と連携させることが可能になるサービス（「COMSUITE API サービス」）を提供する。
- 3 利用会社は、次の各号全てに該当する場合に、COMSUITE API サービスの利用を開始することができる。
- ① 利用会社が、外部サービス会社との間で連携サービスの開始のために必要となる手続きを全て完了した場合
 - ② 利用会社が、COMSUITE API サービスの開始のために必要となる銀行所定の手続きを全て完了した場合
- 4 COMSUITE API サービスの利用にあたっては、基本契約書、GCMS Plus サービス規定および本条を適用するものとし、基本契約書及びGCMS Plus サービス規定中、「本件サービス」に適用される規定は、適宜読み替えた上、COMSUITE API サービスに対しても適用されるものとする。
- 5 利用会社は、COMSUITE API サービスの利用にあたり、次の各号について了解する。
- ① COMSUITE API サービスの対象機能は、銀行所定の本件サービスに限定され、COMSUITE API サービスの利用においては、本件サービスの機能は外部サービス会社を介して利用会社に提供される。この場合、COMSUITE API サービスの対象となる機能は、連携サービスにより異なる場合がある。
 - ② 利用会社が、自らの責任において連携サービスに関する契約を検討し、外

部サービス会社との間で連携サービスの開始のために必要となる手続きを全て完了するものとする。

- ③ COMSUITE API サービスにより提供するデータの提供期間は、銀行の定めるところによる。当該提供期間は、連携サービスにより変更される場合がある。
 - ④ COMSUITE API サービスを利用して行われる送金その他の資金移動は、「送金等」とみなして、GCMS Plus サービス規定第2条その他の規定に従い、銀行は利用会社から送金等にかかる金額（送金手数料、電信料、ハンドリング・コミッション、支払銀行手数料、中継銀行手数料等を含む）を受領する。
 - ⑤ 連携サービスを利用するにあたっては、外部サービス会社に対して別途手数料等の支払いが必要になる場合がある。
 - ⑥ 基本契約書の規定にかかわらず、銀行は、COMSUITE API サービスの提供のため必要または適当と認める場合、利用会社および関連会社に関する情報を外部サービス会社に対し開示できるものとする（但し、外部サービス会社が開示された情報につき守秘義務を負う場合に限り）。
- 6 利用会社は、COMSUITE API サービスの利用・変更・解約の申込みにあたり、基本契約書、GCMS Plus サービス規定および本条の内容を了承した上で、銀行所定の方法により当該申込みをするものとする。
- 7 利用会社は、COMSUITE API サービスの利用に係る認証にあたり、次の各号について了解する。
- ① 利用会社は、COMSUITE API サービスの利用開始にあたっては、連携サービスを経由して、銀行所定の認証（基本契約書に定められた認証を含むがこれに限られない）を受ける必要がある。また、COMSUITE API サービスの利用から一定期間を経過した場合においても、再度認証を受ける必要がある。
 - ② 前号の認証完了後、連携サービスの認証情報をもって認証を行う。
 - ③ 前2号の方法に従った認証を経てCOMSUITE API サービスの対象機能が提供される場合、連携サービスの認証情報につき不正使用その他の事故（当該認証情報の漏洩または偽造、外部サービス会社もしくは連携サービスとの接続システムに対する不正なアクセス、または外部サービス会社のシステム障害等に起因する連携サービスの機能の停止を含むが、これらに限られない。）があっても銀行は当該対象機能の提供による取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって利用会社に損害が生じた場合でも、銀行は一切責任を負わない。
 - ④ 連携サービスの認証情報は、利用会社の責任で厳重に管理し、盗難、盗用、遺失、故障、漏洩等のないよう十分注意するものとする。もしこれらの事由が発生した場合、利用会社は、速やかに銀行に対しその旨通知しなければならない。
 - ⑤ COMSUITE API サービスの利用にあたり、以下(a)または(b)に該当する事象が発生した場合は、銀行は、当該外部サービス会社と連携して情報収集

にあたるため、必要に応じ、口座情報その他の利用会社および関連会社に関する情報を外部サービス会社に対し開示することができる（但し、外部サービスが開示された情報につき守秘義務を負う場合に限る）。

(a) 利用会社の口座情報が外部に流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

(b) 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

⑥ 前号により銀行が外部サービス会社に対して開示した情報につき、外部サービス会社による不適切な管理、使用上の過誤、不正使用その他外部サービス会社の責めに帰すべき事由により発生した損害または損失は、当該外部サービス会社が負うものとし、銀行は一切の責任を負わない。

8 利用会社は、コンピューター処理上の制約その他の理由により、銀行が提供する情報の正確性が影響を受けることがあること、および提供される情報が必ずしも提供時点における最新の情報または全ての情報ではないことを了解する。

9 利用会社は、前各項に定められる免責事由のほか、次の各号の事由について了解する。

① 銀行は、連携サービスに関し、COMSUITE API サービスとの連携が常時適切に行われること、利用会社の利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有することを保証するものではない。また、銀行は、外部サービス会社のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、外部サービス会社の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものではない。これらによって生じた損害につき、銀行は一切責任を負わない。

② 銀行は、外部サービス会社の作為または不作為に起因して利用会社に発生した全ての損害について、利用会社に対し、一切の責任を負わない。

③ COMSUITE API サービスの保守・管理に必要な場合、または COMSUITE API サービスの変更その他技術上もしくは業務上の合理的な理由がある場合、銀行は、利用会社の了承を得ずに、また利用会社に事前に通ずることなく COMSUITE API サービスの全部または一部の利用を一時制限または停止することができる。

10 基本契約書、GCMS Plus サービス規定および本個別規定に定めのない事項については、銀行所定の関連諸規定が適用または準用されるものとする。

以上